

○江戸川区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

平成二十七年三月二十五日条例第八号

江戸川区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号並びに第百十五条の二十四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第百十五条の二十二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定の基準)

第三条 法第百十五条の二十二第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び法第百十五条の二十二第二項第一号の申請者による申請に係る事業所を管理する者は、江戸川区暴力団排除条例（平成二十四年七月江戸川区条例第三十七号）第二条第二号に規定する暴力団員及び同条第三号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第四条 法第五十九条第一項第一号並びに第百十五条の二十四第一項及び第二項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）に定めるところによる。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第五条 前条に定めるもののほか、指定介護予防支援の基本取扱方針は、次に定めるところによる。

一 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の予防等のため、責任者を設置する

等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

二 指定介護予防支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。